

令和8年度中小企業BCP（事業継続）推進・策定支援事業に関する
参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

中小企業BCP（事業継続計画）推進事業の実施に際しては、県内中小企業者に対してBCPの重要性を普及・啓発するとともに、BCPに取り組もうとする中小企業者に対して、認定制度の運営やセミナー開催、専門家を派遣することにより、BCPの策定を推進することを目的としている。

については、当該業務を円滑に実施するため、中小企業支援施策に関する専門知識を蓄積し、BCP策定のノウハウを有する（公財）岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、財団以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、財団との随意契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、財団と当該応募者に対して企画競争による提案書の提出を要請する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度中小企業BCP（事業継続）推進・策定支援事業委託業務

(2) 業務内容

別添「委託業務仕様書」による

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約締結日

令和8年4月1日

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

ウ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

エ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

オ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

キ 県税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

中小企業への経営支援や専門家派遣等の機能を有するとともに、これまでの営業実績で中小企業を対象とした相談業務又は講演会、研修会等の実績があること。

(3) 守秘性に関する要件

ア 事業者の服務規程等として、次の条件を満たしていること。

イ 業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

県内広く業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための十分な内部執行体制を有していること。

(6) 業務実績に関する要件

過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1件以上有すること。

4 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7361

FAX：(086) 226-7384

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

ア 配付期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月25日（水）まで（岡

山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の9時から17時まで

イ 配付場所 上記4の場所に同じ。

また、次の岡山県産業労働部経営支援課ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) <https://www.pref.okayama.jp/page/962816.html>

(2) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）で、令和8年3月18日（水）の17時までに、FAXにより行うこと。

イ 質問の回答

FAXにより回答する。

(3) 参加意思確認申請書（様式第2号）の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和8年3月19日（木）17時（必着）

イ 提出場所：上記4の場所に同じ

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。）するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

6 参加意思確認申請書の審査

(1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、事業に関する提案書（様式第3号）の要請を行う。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、書面により通知する。
なお、この通知を受けた者は、事業に関する提案書を提出することができない。

7 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 提出期限：令和8年3月25日（水）17時

イ 提出場所：上記4の場所に同じ

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。）するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出書類 事業に関する提案書（様式第3号）

事業計画書（様式第4号）

事業に関する見積書（様式第5号）

法人に関する調書（様式第6号）

その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、別に定める審査基準により事業に関する提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

(1) 本業務は、県の令和8年度予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

また、本事業は、国の補助金等を活用して実施するため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直し、委託限度額の変更を求めることがある。

(2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。

(3) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

(5) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。

(6) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

(7) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とする。

(8) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。